平成２５年（フ）第３９１号
石川県白山市新田町142番地３、従前の住所
石川県河北郡津幡町字太田ろ163番地９
債務者　大島　　俊
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３９９号
金沢市野田町21街区９番地　ジョイ101号、
従前の住所金沢市本多町１丁目２番12号
債務者　吉川　英次
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３２６号
山梨県中巨摩郡昭和町西条新田649番地５
債務者　志村　　勇
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３６号
山梨県甲斐市竜王新町1442番地１　マンサード竜王Ａ―13
債務者　石川　博文
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３４３号
山梨県笛吹市御坂町二之宮2650番地　御坂団地１―202
債務者　伊藤　　茜（旧姓古屋）
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７３号
長野県下水内郡栄村大字北信3587番地４
債務者　廣瀬　康徳
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７８号
長野市大字上駒沢685番地１　サンビレッジ上駒Ｄ棟202号
債務者　楢本小百合（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５５号
長野県飯田市下殿岡211番地１、前住所長野県飯田市上郷黒田40番地５　サンライフハセガワ102号
債務者　山内美恵子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第３４８号
岐阜市岩地２丁目13番31号
債務者　池田　　**隆**
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３６３号
岐阜県羽島市正木町新井47番地２
債務者　市川　絢子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１２１１号
京都市山科区四ノ宮神田町52番地　マンハイム山科712
債務者　邉見奈穂美
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
鳥取県鳥取市長谷189番地の１
債務者　奥平　裕子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６０５号
広島市南区宇品東７丁目２番23号
債務者　末川　秀喜
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７８８号
広島県山県郡北広島町阿坂4680番地１
債務者　三角　賢治
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９２２号
広島市南区向洋新町２丁目24番18―102号
債務者　相川　　稔（旧姓唐澤・南）
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９２３号
広島市南区向洋新町２丁目24番18―102号
債務者　相川　貴子（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９５２号
広島県廿日市市佐方652番地11
債務者　二本　　衆
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
広島地方裁判所民事第４部